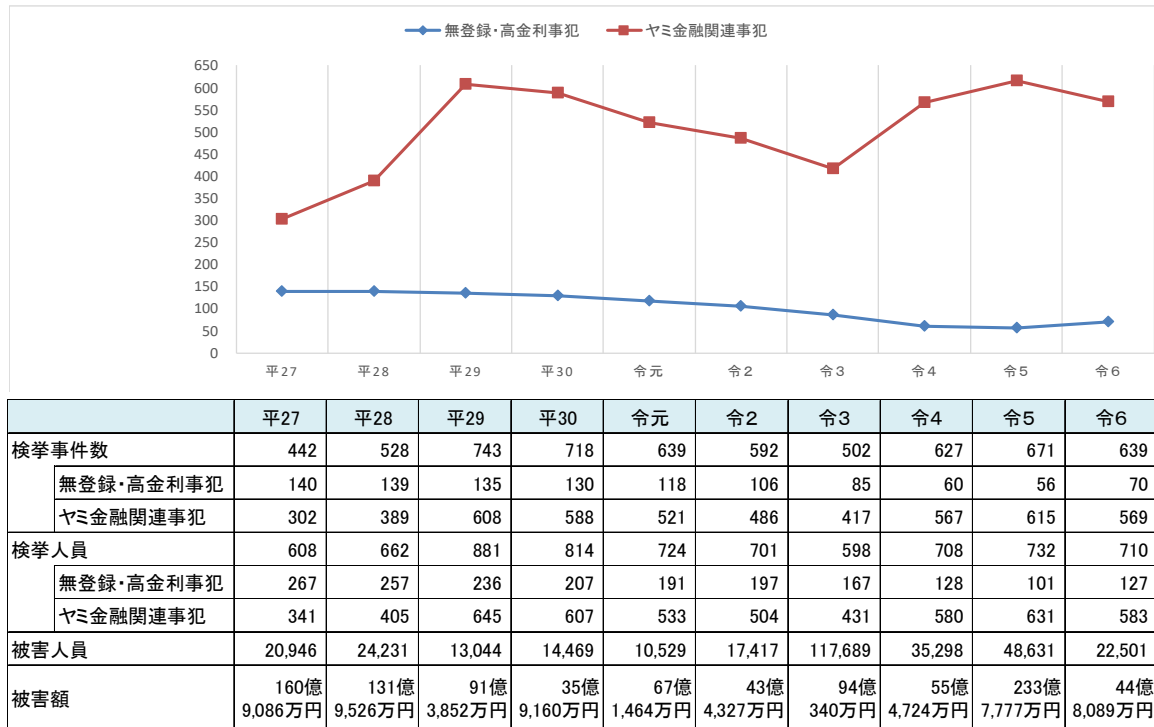


令和 7 年 10 月
警 察 庁

ヤミ金融事犯の検挙状況

1 検挙状況の推移



注1 「無登録・高金利事犯」とは、貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(高金利等)に係る事犯をいう。

2 「ヤミ金融関連事犯」とは、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯をいう。

2 主な検挙事例

○ 先払い買取り商法を仮装した出資法違反等事件（警視庁）

会社役員の男（40）らは、令和4年5月頃から令和6年2月頃までの間、インターネット上で、融資を申し込んできた全国の顧客約1,600人に対し、商品代金先払いでゲーム機や冷蔵庫を買い取ったかのように仮装して、法定利息の約6倍から約13倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する法人名義口座に振込送金を受けるなどの方法により、元利金合計約3億7,000万円を受領した。

令和6年12月までに、同男ら5人を出資法違反（高金利の脱法行為）等で検挙した。

○ 質屋営業を仮装した貸金業法違反等事件（宮城）

会社役員の男（63）は、貸金業の登録を受けることなく、令和3年5月頃から令和5年8月頃までの間、融資を申し込んできた34人に対し、質屋営業を仮装して、法定利息の約1.2倍から約2.5倍で金銭を貸し付け、元利金合計約6,000万円を受領した。

令和6年1月までに、同男及び1法人を貸金業違反（無登録営業）、出資法違反（高金利受領等）で検挙した。